



沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 肥料の登録（営農支援課） 1
- 民有保安林の指定の解除の予定の変更（森林管理課） 1
- 民有保安林の指定（森林管理課） 2
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の認定（水産課） 2
- 公金の徴収に関する事務の委託（ITイノベーション推進課） 2
- 県立博物館・美術館観覧料の承認（文化振興課） 3
- 基本測量の実施の終了の通知（道路管理課） 3
- 公金の徴収に関する事務の委託・2件（港湾課） 3

公 告

- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課） 4

企業局事項

- 特定調達契約に係る落札者の決定・3件 4

病院事業局事項

- 特定調達契約に係る落札者の決定 5
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（県立北部病院） 6
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立北部病院） 7
- 特定調達契約に係る落札者の決定（県立南部医療センター・こども医療センター） 9

公安委員会事項

- 警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定の実施 9
- 機械警備業務管理者講習の実施 11
- 検定合格者審査の実施 11

選挙管理委員会事項

- 糸満市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決 13

告 示

沖縄県告示第200号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

令和8年5月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

| 登録番号 | 肥料の種類 | 肥料の名称 | 保証成分量(%) その他の規格 | 生産業者 | | 登録年月日 |
|---------------|--------------|-------------|--------------------|---------------|------------------|---------------|
| | | | | 氏名又は名称 | 住所又は所在地 | |
| 沖縄県生 第260号 | 副産動植物 質肥料 | 伊是名糖蜜肥 料 | 加里全量 4.5 | 沖縄県農業協 同組合 | 那覇市壺川2丁 目9番地1 | 令和8年4月20 日 |

沖縄県告示第201号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、令和4年沖縄県告示第331号で告示した
 国有保安林の指定の解除の予定の一部を次のとおり変更する。

令和8年5月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除予定保安林の所在場所 宮古島市平良字下里鏡原山3107番214
- 2 変更の内容

| 変更事項 | 変更前 | 変更後 |
|------------------|--|--|
| 解除予定保安林の 所在場所 | 宮古島市平良字下里鏡原山3107番214 (次の図に示す部分に限る。) | 宮古島市平良字下里鏡原山3107番214 (次の図に示す部分に限る。) |

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県宮古農林水産振興センター
 農林水産整備課において縦覧に供する。)

沖縄県告示第202号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和8年5月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 保安林の所在場所 名護市字世富慶高喜納原799番から801番まで（以上3筆について次の図に示す部分
 に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画
 で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北
 部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。)

沖縄県告示第203号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、伊平屋加入区について普通
 損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

令和8年5月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県告示第204号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金の徴収に関する事
 務を委託した。

令和8年5月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 委託した徴収事務 沖縄 I T 津梁パーク施設の施設使用料徴収事務
- 2 指定公金事務取扱者の名称及び所在地
 - (1) 名称 沖縄 I T 津梁パーク管理運営共同企業体 代表者 株式会社沖縄ダイケン
 - (2) 所在地 那覇市おもろまち1丁目1番12号
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日 令和8年3月30日
- 4 委託期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

沖縄県告示第205号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第12条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

令和8年5月1日

沖縄県文化観光スポーツ部長 又 吉 信

令和8年度博物館企画展「新収蔵品展 令和7年度 収蔵資料」

| 区分 | | 観覧料の額（1人につき） | |
|-------|----------|--------------|-------|
| | | 個人の場合 | 団体の場合 |
| 博物館施設 | 一般 | 800円 | 650円 |
| | 大学生及び高校生 | 500円 | 400円 |
| | 中学生及び小学生 | 無料 | 無料 |

備考

- 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

沖縄県告示第206号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

令和8年5月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 基本測量を実施した地域 那覇市、石垣市、糸満市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭村、大宜味村、本部町、宜野座村、北谷町、渡嘉敷村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊是名村、久米島町、多良間村、竹富町及び与那国町
- 2 基本測量を実施した期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 3 作業種類 基本測量（電子基準点測量）

沖縄県告示第207号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金の徴収に関する事務を委託した。

令和8年5月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 委託した徴収事務 宜野湾港マリーナの使用料の徴収事務
- 2 指定公金事務取扱者の名称及び所在地
 - (1) 名称 株式会社シーエンジニアリング沖縄
 - (2) 所在地 北谷町北谷一丁目14番地3ハイビスカスマンション1F
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日 令和8年4月1日
- 4 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

沖縄県告示第208号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金の徴収に関する事

務を委託した。

令和8年5月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 委託した徴収事務 与那原マリーナの使用料の徴収事務
- 2 指定公金事務取扱者の名称及び所在地
 - (1) 名称 株式会社シーエンジニアリング沖縄
 - (2) 所在地 北谷町北谷一丁目14番地3 ハイビスカスマンション1F
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日 令和8年4月1日
- 4 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和8年5月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和6年1月4日 沖縄県指令土第4号、令和6年9月11日 沖縄県指令土第684号（変更）、令和8年3月4日 沖縄県指令土第193号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 うるま市石川嘉手苺阿部地原961番17ほか18筆（1工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 うるま市石川嘉手苺961番地17 社会福祉法人育賛会 理事長 佐渡山安輝
- 5 検査済証番号 令和8年4月17日 第5052号
- 6 工事完了年月日 令和8年3月4日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和8年5月1日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和7年1月8日 沖縄県指令土第7号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字座安浜原285番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字名嘉地111番地4 豊見城第二宿舎201号 宜保渉
- 5 検査済証番号 令和8年3月31日 第5050号
- 6 工事完了年月日 令和8年3月10日

企 業 局 事 項

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和8年5月1日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 宮 城 力

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 水道用ポリ塩化アルミニウム 5,100,000キログラム（予定）
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県企業局総務課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 令和8年2月18日
- 4 落札者の名称及び所在地 昭和化学工業株式会社 代表取締役 屋嘉比康則 うるま市昆布1455番地

- 5 落札金額 72円60銭（単価契約）
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和8年1月6日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和8年5月1日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 宮 城 力

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 水道用次亜塩素酸ナトリウム 2,600,000キログラム（予定）
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県企業局総務課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 令和8年2月18日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社ピーシー 代表取締役 比嘉克己 うるま市石川赤崎一丁目10番29号
- 5 落札金額 68円20銭（単価契約）
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和8年1月6日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和8年5月1日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 宮 城 力

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 水道用液体苛性ソーダ25パーセント 1,000,000キログラム（予定）
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県企業局総務課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 令和8年2月18日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社ピーシー 代表取締役 比嘉克己 うるま市石川赤崎一丁目10番29号
- 5 落札金額 67円10銭（単価契約）
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和8年1月6日

病院事業局事項

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和8年5月1日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 本 竹 秀 光

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県病院事業局A重油供給業務 1,240,000リットル（予定）
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県病院事業局経営課 那覇市旭町116番地37
- 3 落札者を決定した日 令和8年3月24日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社りゅうせき 代表取締役 根路銘剛宏 浦添市西洲二丁目2番地3
- 5 落札金額 163円35銭（単価契約）
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和8年2月6日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和8年5月1日

沖縄県立北部病院長 佐々木 尚美

1 調達する特定役務の種類

- (1) 業務名 沖縄県立北部病院清掃業務
- (2) 業務内容 清掃業務
- (3) 履行期間 令和8年7月1日から令和9年3月31日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 営業年数が令和8年4月1日現在において5年以上であること。
- (2) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
- (3) 従業員の数が50人以上であること。
- (4) 従業員制服制度があること。
- (5) 過去2年間に県内において、手術室、集中治療室、感染症病床等の清潔区域を含む病床数200床以上の病院の清掃業務の実績を2件以上有していること。
- (6) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）第25条に規定する基準に適合していること。
- (7) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準に適合していること。
- (8) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務があるものについては、これらに加入していること。
- (9) 次のアからオまでに該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの

4 申請の方法等

- (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格登録申請書

イ 誓約書

ウ 営業概要書

エ 病院の清掃業務に関し過去2年間の契約実績を証明する書類

オ 営業に必要な許可等を得たことを証明する書類の写し並びに営業上の許可、認可、登録及び届出の一覧表

カ 法人にあつては、登記事項証明書

キ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

ク 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類

- ケ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
- コ その他入札説明書に定める書類
- (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
- ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付又は沖縄県立北部病院ホームページ (<http://www.hosp.pref.okinawa.jp/hokubu/>) から様式をダウンロードして入手すること。
- イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県立北部病院総務課 〒905-8512 名護市大中二丁目12番3号 電話番号0980-52-2719
- (3) 申請書等の受付期間 この公告の日から令和8年6月17日(水曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 資格審査結果は、郵送により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和8年6月30日までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)
- (4) 使用印鑑
- (5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
- (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、沖縄県病院事業局が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県立北部病院が実施する清掃業務に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する特定役務の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものについて一般競争入札(以下「入札」という。)に付するので、次のとおり公告する。

令和8年5月1日

沖縄県立北部病院長 佐々木 尚美

1 入札に付する事項

- (1) 調達する特定役務の名称及び数量 沖縄県立北部病院清掃業務 一式
- (2) 調達する特定役務の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 令和8年7月1日から令和9年3月31日まで
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
- (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- ア 令和8年5月1日付け沖縄県公報定期第5407号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による沖縄県立北部病院清掃業務に係る入札参加資格を有すると認められた者
- イ 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守できる者
- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付又は沖縄県立北部病院ホームページ(ht

tp://www.hosp.pref.okinawa.jp/hokubu/) から様式をダウンロードして入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 この公告の日から令和8年6月17日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県立北部病院総務課 〒905-8512 名護市大中二丁目12番3号

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 この公告の日から令和8年6月17日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 3(2)の場所

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年6月24日（水曜日）午後2時
- (2) 場所 沖縄県立北部病院2階第1会議室

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県立北部病院長を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

8 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和8年6月17日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県立北部病院総務課
- (2) 所在地 〒905-8512 名護市大中二丁目12番3号

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

12 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法

- ア 期限 令和8年6月22日（月曜日）午後5時必着
- イ 方法 簡易書留郵便により3(2)の場所に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) JOB
Okinawa Prefectural Hokubu Hospital Cleaning duties
- (2) PERIOD OF CONTRACT
July 1, 2026 to March 31, 2027
- (3) DATE FOR BIDS
June 24, 2026 2:00 p.m.
- (4) CONTACT
Administration Division Okinawa Prefectural Hokubu Hospital
2-12-3 Ōnaka, Nago City, Okinawa, 905-8512, Japan
Telephone 0980-52-2719

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和8年5月1日

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター院長 重 盛 康 司

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター清掃業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター設備・調達課 南風原町字新川118番地1
- 3 落札者を決定した日 令和8年3月10日
- 4 落札者の名称及び所在地 沖縄県ビルメンテナンス協同組合 代表理事 志喜屋孝彦 那覇市曙2丁目27番14号
- 5 落札金額 149,974,440円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和8年1月27日

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第61号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定（以下「検定」という。）を次のとおり実施する。

令和8年5月1日

沖縄県公安委員会

1 検定の種別、級、定員、実施期日及び場所

| 種別 | 級 | 定員 | 実施期日 | 場所 |
|--------|----|-----|--------------------------------|-----------------------------|
| 雑踏警備業務 | 1級 | 10人 | 令和8年9月3日（木曜日） 午前10時から午後5時まで | 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部8階講堂 |
| | 2級 | 10人 | | |

2 検定の方法 学科試験及び実技試験により行うものとする。検定においては、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

3 試験科目

(1) 1級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

(7) 警備業務に関する基本的な事項

- (f) 法令に関すること。
- (g) 雑踏の整理に関すること。
- (e) 雑踏警備業務の管理に関すること。
- (d) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

- (f) 雑踏の整理に関すること。
- (d) 雑踏警備業務の管理に関すること。
- (g) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 2級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

- (f) 警備業務に関する基本的な事項
- (d) 法令に関すること。
- (g) 雑踏の整理に関すること。
- (e) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

- (f) 雑踏の整理に関すること。
- (d) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

- (1) 1級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 検定を受けようとする警備業務の種別について、2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

- (2) 2級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員

5 受検申請手続

- (1) 受付期間 1級及び2級の検定の受付期間及び受付時間は、令和8年5月25日（月曜日）から同月29日（金曜日）までのそれぞれの日の午前8時30分から午後4時までとする。ただし、定員に達した場合は、申請受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

- (2) 申請に必要な書類

ア 検定申請書

イ 添付書類

- (f) 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であることを疎明する書面
- (d) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉
- (g) 1級の検定を受検しようとする者にあつては、4(1)のア又はイに掲げる者に該当することを疎明する書面

- (3) 提出先

ア 沖縄県内に住所地を有する者 申請者の住所地を管轄する警察署又はその者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

イ 沖縄県外に居住する者 申請者が属する沖縄県内の営業所を管轄する警察署の生活安全課

- (4) 申請の際には、(2)に掲げる申請に必要な書類を持参の上、(3)の提出先に申請者本人が提出すること。

郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は、受け付けない。

- (5) 検定手数料 手数料13,000円は、沖縄県証紙により、検定申請書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

6 その他

- (1) 検定の当日は、午前9時30分から午前9時50分までに沖縄県警察本部1階で、受付を終えること。
- (2) 検定の当日は、受検票及び筆記用具を持参すること。なお、受検票は、受検申請受付時に申請者に交付する。
- (3) 検定の当日は、沖縄県警察本部への自家用車の乗入れを禁止する。

(4) 検定についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話番号098-862-0110 (内線3032又は3033) 又は沖縄県内の警察署の生活安全課

沖縄県公安委員会告示第62号

警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号の規定による機械警備業務管理者講習を次のとおり実施する。

令和8年5月1日

沖縄県公安委員会

1 講習期間等

| 講習期間 | 時間 | 場所 |
|------------------------------|--|--|
| 令和8年7月14日（火曜日）から同月16日（木曜日）まで | 午前9時30分から午後5時30分（令和8年7月16日にあつては、午後3時30分）まで | 沖縄県浦添市勢理客四丁目13番1号 浦添市産業振興センター・結の街3階小研修室1 |
| 【考査】7月16日（木曜日） | 午後3時50分から午後5時30分まで | |

2 受講定員 25人

3 受講対象者 警備業法第2条第5項の業務に係る機械警備業務管理者講習の受講を希望する者とする。

4 受講申込手続等

(1) 受講申込み 機械警備業務管理者講習を受けようとする者は、機械警備業務管理者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）に必要な事項を記入するとともに、当該受講申込書に写真（提出前6月以内に撮影した無帽、無背景、縦4.0センチメートル、横3.6センチメートルの顔写真）を貼付し、(2)の提出先に提出するものとする。郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。

(2) 提出先

ア 沖縄県内に居住する者 受講申込者の住所地を管轄する警察署の生活安全課又は沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

イ 沖縄県外に居住する者 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課

(3) 受付期間 機械警備業務管理者講習の受付期間及び受付時間は、令和8年5月25日（月曜日）から同月29日（金曜日）までのそれぞれの日の午前8時30分から午後4時までとする。ただし、受講定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

(4) 受講手数料 手数料39,000円は、沖縄県証紙により、受講申込書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

5 その他

(1) 機械警備業務管理者講習の初日は、午前9時から午前9時20分までに受講手続を終えること。

(2) 受講の当日は、筆記用具を持参すること。

(3) 受講についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話番号098-862-0110 (内線3032又は3033) 又は沖縄県内の警察署の生活安全課

沖縄県公安委員会告示第63号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定に基づき、検定合格者審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

令和8年5月1日

沖縄県公安委員会

1 審査の種別、級、定員、実施期日及び場所

| 種別 | 級 | 定員 | 実施期日 | 場所 |
|----------|----|-----|--------------------------------|---------------------------------|
| 空港保安警備業務 | 1級 | 10人 | 令和8年7月3日（金曜日） 午前10時から午後5時まで | 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部8階803会議室 |
| | 2級 | 10人 | | |

| | | | |
|-----------|----|-----|--|
| 施設警備業務 | 1級 | 10人 | |
| | 2級 | 10人 | |
| 交通誘導警備業務 | 1級 | 10人 | |
| | 2級 | 10人 | |
| 貴重品運搬警備業務 | 1級 | 10人 | |
| | 2級 | 10人 | |

2 審査対象者 審査は、次の表の左欄に掲げる警備業務及び同表の中欄に掲げる級の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して行う。ただし、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）附則第7条第2項各号に掲げる者を除く。

| | | |
|-----------|----|------------------------------------|
| 空港保安警備業務 | 1級 | 規則附則第6条第1号に規定する旧1級検定に合格した者 |
| | 2級 | 規則附則第6条第2号に規定する旧1級検定又は旧2級検定に合格した者 |
| 施設警備業務 | 1級 | 規則附則第6条第3号に規定する旧1級検定に合格した者 |
| | 2級 | 規則附則第6条第4号に規定する旧1級検定又は旧2級検定に合格した者 |
| 交通誘導警備業務 | 1級 | 規則附則第6条第5号に規定する旧1級検定に合格した者 |
| | 2級 | 規則附則第6条第6号に規定する旧1級検定又は旧2級検定に合格した者 |
| 貴重品運搬警備業務 | 1級 | 規則附則第6条第9号に規定する旧1級検定に合格した者 |
| | 2級 | 規則附則第6条第10号に規定する旧1級検定又は旧2級検定に合格した者 |

3 審査内容 審査は、次の表に掲げる学科試験及び実技試験により判定する。

| 学科試験 | | 実技試験 | |
|------|---|------|----------------------------------|
| 科目 | (1) 警備業務に関する基本的な事項 (2) 法令に関すること。 (3) 警備業務の実施に関すること。 (4) 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。 | 科目 | 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。 |
| 問題数 | 10問 | | |

4 審査申請手続

(1) 受付期間 審査の受付期間及び受付時間は、令和8年5月25日（月曜日）から同月29日（金曜日）までのそれぞれの日の午前8時30分から午後4時までとする。ただし、定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

(2) 申請に必要な書類

ア 審査申請書

イ 添付書類

(7) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 1葉

(8) 旧検定（規則附則第6条各号に規定する検定をいう。）に係る合格証（以下「旧検定合格証」という。）の写し

(9) (8)の場合において、申請者が沖縄県公安委員会以外の公安委員会から旧検定合格証の交付を受け、沖縄県内に居住しているときは、住所を疎明する書面又は警備員として県内の営業所に属することを疎明する書面

(3) 提出先 申請者の住所地又は申請者が警備員として属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

- (4) 申請の際には、(2)に掲げる申請に必要な書類を持参の上、(3)の提出先に申請者本人が提出すること。郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は、受け付けない。
- (5) 審査手数料 手数料4,700円は、沖縄県証紙により、審査申請書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。
- 5 合格者の発表及び成績証明書の交付 合格者の発表は、審査当日、審査場所において行い、同所において、合格者に対する成績証明書（規則第11条に規定するものをいう。）を交付する。
- 6 その他
- (1) 審査当日は、午前9時30分から午前9時50分までに沖縄県警察本部1階で、受付を終えること。
- (2) 審査当日は、筆記用具及び旧検定合格証を持参すること。審査の当日に旧検定合格証を持参していない者は、審査を受けられないことがある。
- (3) 審査当日は、沖縄県警察本部への自家用車の乗入れを禁止する。
- (4) 審査についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話番号098-862-0110（内線3032又は3033）又は沖縄県内の警察署の生活安全課

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第24号

当委員会は、令和7年11月16日執行の糸満市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査申立てに対し、裁決したので、次のとおり要旨を告示する。

令和8年5月1日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 武 田 昌 則

裁 決 書

沖縄県糸満市字照屋618番地

審査申立人 我如古 麻乃

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から令和7年12月19日をもって提起された同年11月16日執行の糸満市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てのうち全投票の開披再点検を命ずることを求める申立てを却下し、その余の申立てを棄却する。

審査の申立ての要旨

申立人は、本件選挙の当選の効力に関して、令和7年11月17日をもって糸満市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し、異議の申出をしたところ、市委員会は同年12月2日、この申出を棄却すると決定した。

申立人は、これを不服として当委員会に対し、同決定を取り消し、全投票の開披点検を命じ、本件選挙の当選人玉城博光の当選を無効とするとの裁決を求めて、審査の申立てをしたものである。

その理由とするところを、審査申立書、反論書等をもとに要約すれば、次のとおりである。

本件選挙において、当選人玉城博光候補と申立人の得票差が極めて僅差である。また、本件選挙では、氏が「玉城」の候補者が複数あったほか、ひらがな3文字の名の候補者が多く、開票作業に当たっては通常以上に高度な注意が必要であった。本件選挙と同様に得票差が僅差である過去の選挙の際に、開披調査が行われ、当選の効力に異動が生じた前例があることから、開披再点検を行い、当選の効力の確認を求める。

裁決の理由

当委員会は、本件審査の申立ての要件を審査したところ、適法なものと認め、これを受理し、市委員会に弁明書の提出をさせ、申立人にはこれに対する反論書を提出させるとともに口頭意見陳述の機会を与えた。

また、本件審査申立ての内容及び最下位当選人と次点者（申立人）の得票差が接近していることに鑑み、職権で市委員会に対し必要な物件の提出を求めるとともに、市委員会が保管する本件選挙の全投票について、その梱包及び封印に異常がないことを確認して開披点検を行い、申立人の主張するような票の混入等の事実の有無について慎重かつ厳正に調査・審理を尽くした。

その結果は、次のとおりである。

1 申立人による全投票の開披再点検を命ずることを求める申立て

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙における選挙の効力及び当選の効力について、不服のある選挙人又は公職の候補者に選挙管理委員会に対する異議の申出及び審査の申立て並びに高等裁判所に対する訴訟による争訟を認めている（公選法第202条、第203条、第206条及び第207条）が、選挙の効力及び当選の効力を争う以外の争訟は認めていない。

したがって、本件審査の申立てのうち、全投票の開披再点検を命ずる求めは、法に規定のない不適法なものであるから、当委員会の審査の対象にならないものである。

2 選挙会の決定

申立人は、令和7年11月16日執行の本件選挙における候補者であり、同日開催の選挙会（公選法第79条第1項の規定による開票事務と合同の選挙会をいう。）において得票数657,000票と決定され、玉城博光候補の得票数658,467票に対し、その差1,467票で当選人と決定されなかったことは記録上明らかである。

3 当委員会の職権に基づく投票の開披再点検

当委員会は、本件審査の申立ての事実の有無について究明するため、令和8年3月9日、職権に基づき投票の開披再点検を行った。

開披再点検の実施方法については、申立人及びその代理人、黒島新候補、金城敦候補、玉城良候補、玉城哲郎候補及び徳村あかね候補並びに市委員会の立会いの下に慎重かつ厳正に行った。

開披再点検においては、申立人、玉城博光候補、黒島新候補、金城敦候補、玉城良候補、関屋安莉候補、玉城哲郎候補、新垣敦子候補及び徳村あかね候補の有効投票、玉城博光候補、玉城良候補及び玉城哲郎候補にあん分された有効投票並びに無効投票について、申立人及び玉城博光候補の有効投票とすべき得票の混入及び無効となるべき得票の有無に重点をおいて点検し、疑義があると思われるものをそれぞれ抽出した。

開披再点検の結果、疑義があると思われるものとして抽出した投票のうち、当委員会の判断を要とした投票（以下「抽出票」という。）は、次のとおりである。なお、本件選挙においては、点字投票はなく、黒島新候補、金城敦候補、関屋安莉候補及び徳村あかね候補の得票の中には特に疑義があると思われるものはなかった。

| | |
|--------------------------------------|-----|
| 甲（申立人の有効投票から抽出したもの） | 2票 |
| 乙（玉城博光候補の有効投票から抽出したもの） | 3票 |
| 丙（玉城良候補の有効投票から抽出したもの） | 2票 |
| 丁（新垣敦子候補の有効投票から抽出したもの） | 2票 |
| 戊（玉城博光候補、玉城良候補及び玉城哲郎候補のあん分票から抽出したもの） | 1票 |
| 己（無効投票から抽出したもの） | 3票 |
| 計 | 13票 |

なお、個々の投票の記載内容は、別表のとおりである。

4 抽出票に対する主な判断基準

抽出票に対しては、以下の判例等の判断基準によった。

(1) 個々の投票の記載について考えるに、記載文字の不鮮明、拙劣、不完全、誤字、脱字、あて字、文字の転倒等の正確な記載でない場合であっても、「公職選挙法第六七条が（前略）投票の効力を決定するに当たっては、公選法第六八条の規定に反しない限り、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならないと規定している法意に徴すれば、当該投票を有効と認定するについては選挙人が候補者の何人に投票したかその意思が投票の記載自体から明認できる場合であることを必要とするものと解すべきである。」（昭和36年9月14日最高裁判決）とされていること。

また、「候補者制度を採る選挙においては、選挙人は候補者に投票する意思をもって投票に記載したものと推定すべきであるから、投票の記載が候補者氏名と一致しない投票であつても、その記載が候補者氏名の誤記と認められる限りは当該候補者に対する投票と認めるべき」（昭和31年2月3日最高裁判決）であるとされていること。

(2) 「投票を有効と認定できるのは、投票の記載自体から選挙人が候補者の何びとに投票したのかその意思を明認できる場合でなければならない。公職選挙法第六七条が、同法第六八条（無効投票）の規定に反しないかぎりにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにし

なければならない旨を規定するのも、右の趣旨を明示したものにほかならない。もつとも、選挙人の投票意思の認定にあたっては、その選挙における諸般の事情を考慮して判断することが許されないのではなく、また、投票の記載についても、ある程度の記載文字の拙劣、誤字、脱字等が存在しても、その故をもって、ただちに投票意思の明認を妨げるものとはいえない。しかし、投票の記載によつては投票意思を明確にしがたいものを、その記載と特定の候補者の氏名との若干の類似性を手がかりとして、選挙人はつねに候補者中の何びとかに投票するものという推測のもとに、これを右特定の候補者の得票と解するような判定の仕方にはわかに容認しがたい。」（昭和42年9月12日最高裁判決）とされていること。

- (3) 「投票を二人の候補者氏名を混記したものとして無効と解するのは、当該投票の記載がいずれの候補者氏名を記載したのか全く判断し難い場合に限られるものというべきであつて、そうでない場合には、いずれか一方の候補者の氏名に最も近い記載のものはこれを当該候補者に対する投票と認め、合致しない記載はこれを誤った記憶によるものか、又は単なる誤記によるものと解すべきである。」（平成4年7月10日最高裁判決）とされていること。
- (4) 他事記載に関しては、公選法第68条第1項第6号において、候補者の氏名のほか他事（職業、身分、住所又は敬称の類を除く。）を記載した投票を無効とする旨定めており、他事記載の投票を無効とする趣旨は、「投票の記載が投票者の何人であるかを推知させる機縁をつくり、秘密投票制を破壊するのを防止するため、そのような記載を抑制することにあるから、右他事記載とは、符号、暗号等これによりその投票をした選挙人の何人であるかを推知させる意識的記載であつて、しかもこれが明白な場合を指すものというべく、単に、氏名の誤記、書き損じ、余り字、これらの抹消、不完全な記載、誤つて不用意に、あるいは、習慣性のものとして無意識的に記載された句読点等はいずれも意識的なものとは認められないから、右の他事記載には当たらないものと解するのが相当である。」（昭和63年6月30日仙台高裁判決）とされていること。

5 抽出票に対する判断

上記判断基準に基づき、本件選挙の投票（抽出票）の効力について順次検討する。

- (1) 申立人の有効投票から抽出したものについては、次のとおりである。

別表甲(1)については、我如古麻乃（がねこあさの）と6文字中4文字が一致しており、不一致である2文字目の「わ」は「ね」と字形が類似しており、6文字目の「み」は他に「あさみ」を含む候補者はなく、「あさみ」は「あさの」と音感が類似していることから、「の」を「み」と誤記したものと見て、申立人の有効投票と解するのが相当である。

別表甲(2)については、我如古麻乃（がねこあさの）と6文字中4文字が一致しており、本件選挙において、氏名に「がなは」を含む候補者はなく、氏名が「が」から始まる候補者は申立人以外におらず、名は「あさの」と判読できることから、申立人の有効投票と解するのが相当である。

- (2) 玉城博光候補の有効投票から抽出したものについては、次のとおりである。

別表乙(1)については、投票用紙を横に記載した票であるが、候補者の氏名を、投票用紙を横に記載した票については選挙の自由公正を害せざる限りその投票は有効であり、3文字目を削除し、「ミツ」と記載したものと認められる。

また、誤記部分の上に記載された棒線は有意な記号等ではなく、削除のための斜線を書こうとした際に誤記したものと認められることから、玉城博光候補の有効投票と解するのが相当である。

別表乙(2)については、右上の「玉」の記載は筆勢から判断して、手が不安定な状態で記載されたものと認められる。また、右上の「ゝ」は、無意識のうちに附着した汚点であると認められる。

以上のことから、右上の「玉」の削除を失念し、新たに「玉城ヒロミツ」と書き直したものとして、玉城博光候補の有効投票と解するのが相当である。

別表乙(3)については、投票用紙を横に記載した票であり、「ヒロミチ」又は「ヒロミ子」と判読できる。

「ヒロミチ」と判読した場合には、玉城博光（ヒロミツ）候補の名とは、4文字中3文字が一致しており、不一致である4文字目についても、「チ」と「ツ」が同じタ行であることから、記載全体としての音感に類似性がある。

一方、「ヒロミ子」と判読した場合、「子」で終わる候補者は、伊敷郁子（イクコ）候補及び新垣敦子（アツコ）候補がいるが、いずれも文字数、字音、字形及び記載全体の音感について類似性がない。

以上のことから、記載全体の類似性からすると、「ヒロミツ」と書こうとして「ヒロミチ」と誤記し

たものとして、玉城博光候補の有効投票と解するのが相当である。

(3) 玉城良候補の有効投票から抽出したものについては、次のとおりである。

別表丙(1)については、「たまき」と記載されているが、本件選挙において、氏名に「たまき」が含まれる候補者は、玉城良候補及び玉城哲郎候補がいることから、玉城良候補及び玉城哲郎候補のあん分票と解するのが相当である。

別表丙(2)については、「玉城ヒョウ」又は「玉城ヒ■ツ」と判読することができるが、本投票に類似する文字を有する候補者は、玉城良（リョウ）候補及び玉城博光（ヒロミツ）候補の2名がおり、玉城良（リョウ）候補の「リョウ」の1文字目の「リ」を誤記したもの、又は玉城博光（ヒロミツ）候補の「ヒロミツ」の2文字目及び3文字目を記載又は誤記したもののいずれであるか判断し難く、候補者の何人を記載したかを確認し難い投票として、無効投票と解するのが相当である。

(4) 新垣敦子候補の有効投票から抽出したものについては、次のとおりである。

別表丁(1)については、1文字目の誤記が訂正されていることが確認できる。

また、訂正後の記載において、6文字目及び7文字目については、判読が困難であるが、1文字目から5文字目までは「しんがきあ」と明瞭に判読でき、新垣敦子（しんがきあつこ）候補は、7文字中5文字が一致しており、本件選挙において、氏名が「しんがきあ」で始まる候補者は同候補以外にいないことから、6文字目及び7文字目は「つこ」と記載し、又は「つこ」を誤記したものとして、同候補の有効投票と解するのが相当である。

別表丁(2)については、文字全体の態様から、拙い記載であるが、1文字目は「あ」と判読することができる。

一方、2文字目及び3文字目はどちらも「こ」とも判読できるが、拙い記載であることを考慮すれば、2文字目に「つ」と記載した後に、その下に誤って棒線を記載したものと解され、本件選挙において、氏名に「あつこ」が含まれる者は、新垣敦子（あつこ）候補以外存在しないことから、同候補の有効投票と解するのが相当である。

(5) 玉城博光候補、玉城良候補及び玉城哲郎候補のあん分票から抽出したものについては、次のとおりである。

別表戊(1)については、「たまき」と記載されているが、本件選挙において、氏名に「たまき」が含まれる候補者は、玉城（たまき）良候補及び玉城（たまき）哲郎候補の2名であり、玉城（たましろ）博光候補は含まれないことから、玉城良候補及び玉城哲郎候補のあん分票と解するのが相当である。

(6) 無効投票から抽出したものについては、次のとおりである。

別表己(1)については、投票用紙を横に記載した票と思われるが、3文字の記載であると仮定すると、1文字目は「カ」、3文字目は「子」と読み取る余地があるものの、2文字目は判読が困難である。

1文字目を「カ」、3文字目を「子」と記載したと仮定すると、類似した氏又は名の候補者として申立人が挙げられるものの、音感を考慮しても、2文字目を「ね」又は「ネ」と判読することは困難であることから、候補者の何人を記載したかを確認し難い投票として、無効投票と解するのが相当である。

別表己(2)については、玉城博光候補と氏が一致し、名は4文字中始めの2文字が一致していることから、名の3文字目以降を誤記したものと認められ、玉城博光候補の有効投票と解するのが相当である。

別表己(3)については、4文字目が「ソ」又は「ソ」のはらいの部分に点が重なったとする場合は「ツ」となり、「ヨシミソ」又は「ヨシミツ」と判読できることになるが、本件選挙の候補者に氏又は名が「ヨシ」で始まる候補者はなく、「ヨシ」を含む候補者は国吉伯巨（クニヨシタカマサ）候補がいるが、字音、字形及び記載全体の音感から、類似性に乏しい。

仮に「ヨシミツ」としても玉城博光候補の名である「ヒロミツ」と類似するかについては、「博」を「ヨシ」と読むのは一般的ではなく、「ヨシ」と「ヒロ」は字形も異なり誤記の可能性もほとんどないといえることから、候補者でない者の氏又は名を記載したのものとして無効投票と解するのが相当である。

6 申立人及び玉城博光候補の有効投票

以上の検討の結果によると申立人及び玉城博光候補の有効投票の増減は、次のとおりである。

| | 申立人 | 玉城博光候補 |
|-------|------|---------|
| 有効投票中 | 増減なし | 0.233票減 |
| 無効投票中 | 増減なし | 1.000票増 |
| 計 | 増減なし | 0.767票増 |

上記の結果により選挙会において決定された両者の得票数である

申 立 人 657.000票

玉城博光候補 658.467票

は、修正すべきこととなり、その結果両者の得票数は、

申 立 人 657.000票

玉城博光候補 659.234票

差 2.234票

となる。

したがって、玉城博光候補の得票数は、申立人のそれを2.234票上回り、異議の申出を棄却した市委員会の決定は、これを取り消すべき理由はない。

よって、当委員会は、公選法第216条第2項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第1項及び第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和8年4月16日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 武 田 昌 則

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 沖縄自分史センター株式会社
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目288番地